

件名	国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例
主管課	医療保険課
根拠法令等	国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令
<p>【改正の概要】</p> <p>国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令(令和8年政令第2号)が施行されることに伴い、子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の算定に関し必要な事項を定めるため、この条例の一部を改正しようとするものである。</p>	
施行日	令和8年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	